

第4回「美の滋賀」発信懇話会会議録（概要）

日時：平成24年1月25日（水） 13:00～15:00

場所：コラボしが21

出席委員：稲増委員、牛尾委員、木村委員、中井委員、鷺田委員（座長）（敬称略・五十音順）

欠席委員：岩原委員、中沢委員、長谷川委員、保坂委員（敬称略・五十音順）

議事内容

1 開会

西嶋総合政策部長：本日は最終4回目の懇話会。昨年5月に皆様をお願いしてから、はや9カ月が経過し、いよいよ提言を取りまとめでいただくところまで来た。

滋賀の外あるいは中から見た滋賀の持つ美の魅力とそのすばらしさ、そして、人や地域のつながり、あるいは地域の活性化における美の果たす役割、力の大きさを改めて感じたところである。

こうした本県の美の魅力にまだ気づいていない県民や県外に向けて、本懇話会などを通じて、そのすばらしさが伝わればと考えていたが、実際、昨年11月22日に鷺田座長様、牛尾委員様、木村委員様にご出席を賜った県民フォーラムでは、多くの県民の参加をいただいたし、鷺田座長様と嘉田知事の対談を中心として、「美の滋賀」を特集した県の広報誌には数多くの読者コメントが寄せられたところである。さらには、民間の出版物に特集されるなど、大変注目されるようになってきた。

県としては、今後、懇話会の提言をもとに、「美の滋賀」の推進に取り組んでいきたいと考えており、現在、平成24年度予算案での施策化に向けて、庁内で鋭意準備を進めている。

引き続き、県の取り組みに対し適切なアドバイスや支援をお願いするとともに、それぞれの高い発信力で、この「美の滋賀」を全国に向けて発信いただきたい。

2 議事

（1）懇話会提言について

鷺田座長：9カ月たって、本日、提言の取りまとめと、その実現に向けてどういう方策をとったらいいのかということ議論させていただきたい。

これまで、「美の滋賀」で何をめざすのか、「美の滋賀」の何をどう発信していくのかという議論をしてきた。前回、委員の方々から根本的な問題提起もあり、私と事務局で、本日、座長試案という形で用意した。

事務局：（資料1、2、委員意見の説明。説明省略）

鷺田座長：前回の意見を取り入れ、「滋賀をみんなの美術館に」というフレーズ、「美の滋賀」の「美」というのは、決して美術館のみの「美」ではなくて、自然の中に根づいている、あるいは自然と文化の接点に根づいている、あるいは暮らしの中に根づいている、そういう意味での合言葉をつくったということが1点。

そして、今回、神と仏の美、近代美術館、アール・ブリュットの3つの検討委員会で検討していただいた問題を統合していくということは、あくまで第一弾であり、この10年の間によく議論して大きな編みなおしを実現していく。そういう開かれたものとして考えて、まずは第一弾という位置づけにしたというのが1点である。

それから、もう1つは、新生美術館といっても、3つの財産を収蔵するというよりも、むしろ活動の拠点にする。あるいは地域と地域をネットワークしていく。その入り口にするという、あくまでセンター的な活動を重視するということが強調できていると思う。

牛尾委員：座長試案は「滋賀をみんなの美術館に」という、滋賀県全体が美術館であるとの基本的な考えの中で、これまで議論してきた大事なポイントはすべて網羅されていると思う。

中井委員：アール・ブリュットがなぜ3本柱の1つなのかという声がある。もう少し書き加える必要があるのではないか。「美の滋賀」の1つの柱でやっていくという、もう少し強いメッセージが必要ではないかと思う。アール・ブリュットを滋賀県の一つの美ととらえて積極的にやっていくということが不明確だ。

鷲田座長：満足度の高い、本当の意味での豊かな暮らしというのを滋賀全体で盛り上げていくために、アートをケアの場面にどんどん積極的に結びつけていく。つまり福祉というと、いわゆる弱者とか障害のある方とか、そういうことだけになる。ケアといえば子育ても介護もケアなので、例えば、アートとケアの結びつきというものを滋賀でモデルをつくってという言い方のほうがいいのではないかと思う。

中井委員：そうだと思う。また、収集となると、値段をつける必要が出てくる。それが一番アール・ブリュットで難しい問題だ。より一層収集のコンセプトを明確にする必要がある。ただ単に、アール・ブリュットが滋賀県の誇りだというようなきれい事だけではすまないところに踏み込んでいくことになる。

木村委員：この3つのアートを進めていくためには、県民の理解が非常に大事だと思う。ある程度多くの方が理解できるような言葉で、県はこのような形で考えているということを発信していかなければならないと思う。難しいと思うが、これは避けて通れない。

稲増委員：今所蔵しているものとして見せるのであれば、なぜ今これなんだということが問われるのかもしれないが、今まさに生まれつつある芸術を育てるということでの検討であれば、その中でアール・ブリュットを一つの柱に位置づけ置いてみるという方向もあるのかと思う。

鷲田座長：今、ケアの現場にアーティストが入っていくというのは全国津々浦々でやられている。これは介護施設、知的障害のある子どもたちの施設、病院でもいろんなアートイベントがされたりしている。すごく広い意味でのアーティストと病院、介護施設、障害のある方の施設といった、そういうケアの現場とのコラボレーションが盛んになってきている。

そんな中で、このアール・ブリュットは、滋賀県が突出して進んでいる。それは財産であり、これからアートとケアが結びついたときに、単にアーティストが何かするだけではなく、ケアされる側の人々が主体的に何かやっていくという、アートとケアの出会いの深化である。深まりというのがアール・ブリュットには見られるので、稲増委員がおっしゃったように、「育てる」という観点は大事だと思う。

それと、美術館にしるアール・ブリュットにしる、作品、あるいはその収蔵ということ以上に、「美」というコンセプトを交差点にして、その場所をきっかけに人々が交わる、あるいは地域と地域がより強いネットワークをつくっていくということをもっと強調したほうが良い。要するに、県民の皆さんに参加してほしいということ。自分たちの暮らしのクオリティーを上げる。そして自分たちが元気になる。そのために滋賀県は「美」というコンセプトを選んで、それを交差点にしてもっと元気になる、という参加が欲しいということである。アール・ブリュット論ではなく、むしろ滋賀におけるいろんなケアの質を高める、あるいは深めるという、一つの滋賀らしい伝統のある取り組みとして、これを育てていくというような書き方はできないか。

中井委員：滋賀の社会の象徴としての美というとらまえ方である。

牛尾委員：アール・ブリュットが歴史的には滋賀県の福祉の中から生まれ、育まれてきて、今、かなりの広がりを持ってきているということだと思う。いわゆる美術と言われていたものの中に新しい要素を取り入れることによって、より広がりのある「美」というものが生まれてくる。

滋賀県において、このアール・ブリュットを新たな「美」、これまでの「美」をさらに広め、深める、そういう意味合いを持ったものとして進めていくということで確認をしていけばいいと思う。

これらの作品を幾らでどうかというのは、また次の段階の問題として具体にある。鷺田座長：ハンディキャップのある方を、ケアされる人という受け身にするのではなく、その人たちの存在に秘められたいろんな可能性を、むしろ積極的に自分で展開していくような、主体として育てるという意味もあるうかと思う。

そういう書き方で、今の意見を文章にして、この「美の滋賀」として編みなおすという、2の(2)のところで踏み込んで説明するということにさせていただく。

木村委員：小さなことだが、1ページに伝教大師という言葉が出てきているが、最澄の方が良いと思う。

また、この少し下に「滋賀が持つ優れた資源が効果的に発信、活用されておらず」と否定的な言葉があるのに、一方では県民が感じている満足度とあるのは言葉が合わない。認識度のほうが良いのではないか。

滋賀ならではの「美」の魅力のところ、1ページの下から6行目で「祭礼」となっているが「祭礼・行事」と言ったほうがいい。

もう一つ、4ページで「野性的」という言葉の前に、「飼い慣らされない」とあるが、人々を飼い慣らすという言葉は哺乳動物と同じように扱われていることになってしまうので気になった。

鷺田座長：人を飼い慣らすのではなく、我々の中にある感受性とか、そんなものという意味だが、確かに誤解を与える恐れがある。野性的というのは中沢委員の言葉を生かしたのだが、何か良い言葉は。

木村委員：例えば、「人工の手が加わっていない」野性的というのはどうか。

鷺田座長：これが、アール・ブリュットのブリュットに当たる、「生」ということだろうが。「人工の手が加わっていない」との案に沿う方向で修文する。

あと、最初に指摘いただいた1ページ目のところは県民が満足しているというわけではないということか。

中井委員：その逆で、県内評価が高く、県外評価が低いということだと思う。

鷺田座長：誤読のないように修文させていただく。

ご意見やご指摘いただいた箇所、今日の議論を十分に踏まえて、もう一度丁寧に修文する。これは私と事務局のほうでさせていただいてよいか。

(異議なしの声)

鷺田座長：それでは、そのようにさせていただく。

(2) 懇話会提言の実現に向けて

鷺田座長：それでは、続いて、懇話会提言の実現に向けての具体的な方策について、アドバイスをいただきたいと思う。今、県では平成24年度に向けて予算案の準備を進めている。もちろん、この「美の滋賀」の取組も本格的に検討していただいているので、まず24年度予算案を説明いただく。

事務局：(資料3、4の説明。説明省略)

中井委員：美の発信の中で、なぜアール・ブリュットに予算を使ってやるのかというところを明確にすべき。

10年計画はわかるが、美の発信事業は今からでもすぐにできるものがある。例えば、教育現場での美の発信。アール・ブリュットでも、先日、NO-MAで見た、いわゆるクリエイターがつくったフィギュアと、障害のある方がつくられたフィギュアとを並べて、違いがあるかということ子どもたちに見てもらっていた。非常にわかりやすい。障害のある方の美術とクリエイターの方が意図を持ってつくった美術に差が出ないということ子どもに気づいてもらうことによって、教育になる。こういうことはいつでもできる。

鷺田座長：この事業自体を「文化で滋賀を元気に」の中でどう位置づけて、どういう連携をいろいろやっていくか。観光と「美の滋賀」とをどうつなげるかということを考えてやっていただく必要がある。これだけが離れ島になるわけではない。暮らしのあらゆる場面に関わっていく。

木村委員：これだけの「美の滋賀」という新しい取り組みをして、そして滋賀県に住む人々に、「美の滋賀」に含まれているあらゆる分野の中の一つでも知ってもらい、理解してもらい。そして、またそれが横へつなげていくということですから、これは資料3の表に書いてある、総合政策部と健康福祉部と教育委員会だけの問題ではないと思う。これに対する知事の熱情と積極性が問われていくと思う。

県を挙げて取り組むことによって、県下の市町も当然きちっと位置づけていくだろうと思う。

鷺田座長：「美の滋賀」を文化資源とか芸術資源に限って、その関係部署だけの課題にすると意味がない。つまり、「美の滋賀」として滋賀の暮らしというものを全国に打ち出していく。これをシンボルにするのであれば、経済もこれで売り出していく。地域の振興もこれでやっていく。あらゆる政策の中にこれがむしろ溶け込んでいかないと意味がない。

そういう意味では、かなり大胆な提案であって、他の都道府県も、むしろびっ

くりするぐらいの、「えっ、そういうやり方でいくか」というような焦りを感じさせるようなものでないといけない。

牛尾委員：同じような意見になるが、「美の滋賀」の発信を滋賀県全体で取り組むということであれば、まず足元の県庁内に、まさに知事を先頭にして発信するべき。本部みたいな形で全庁内がそれに向かって取り組む必要がある。

特に若い世代を、美の発信という観点から指導していくという立場の学校教育の先生方に理解してもらう必要がある。

県民参加で進める具体的な方法で、もう既に実際の事業の中でも、美術旅館の推進とか、滋賀のアートマップ作成とか、まさに県民のいろんな人に直接参画してもらって事業が挙がっている。こういう取組を広げていくことが必要だと思う。今事業をあげている3部局だけではなく、他の部局からもそういう観点からの発想なり、提案があってしかるべきではないかと思う。

また、県だけで全部はできないので、市町との連携が必要だと思う。

そういうことによって、県民総参加の「美の滋賀」発信ということになっていくのではないかと思う。

鷺田座長：竹生島で実施された、建築関係の大学生を集められた取組と同じで、滋賀県には成安造形大学、京都には多くの美術系大学がある。大阪府にもある。こういう人たちが滋賀県へ来て何かできる補助事業のようなものは考えられないか。そうすればネットワークづくりにもなっていく。

中井委員：滋賀県でつながりの場を持つ。そういうチャンスを与えるのも、行政、地域の仕事ではないかと思う。竹生島を舞台にやったものもそうだし、現代美術のトリエンナーレなども実施されている。成安造形大学も（大津市）堅田の町の中でアートイベントをされている。そういう個々の取組につながりを持たせるのも地域の大きな、美の発信の一つの事業として必要だと思う。

鷺田座長：町にふだん見ないアートを勉強している方がうろちょろしていて、その人たちに、この商店街をもうちょっとおもしろくするのに何か考えていただく。アーティストはお金をそんなにかけないでも、結構おもしろいことを工夫してやってくれる。

稲増委員：静かな家並みがあって、画材屋、ギャラリーなどがある、そこに行けば何かあるということであれば、自然と芸術分野の人が集まってくると思う。そういった裾野で頑張っている人たちが交流できる場というのが少ない。安価で参加できて、そこに行けばだれかがいる、という場があることは、座の形成という意味ではとても大事だと思う。

「仏女プロガー」という形での発信があったと思うが、最近、ツイッターのほうでインターネットの世界で主流になってきている。気楽に参加できる、気楽に見られるという意味では、そういうものの利用もあるのではないかと思う。

若手のアーティストなどが、インターネットで作品を発表できる場があってもおもしろいのではないかと思う。大人数が参加できる、敷居のないギャラリーみたいなものが、例えば、県のホームページ上にあってもいいのではないか。

滋賀というものを、歴史なりをバックボーンにするなどして、大きなストーリーをつくって、それを読み進めていくうちに、自然と暮らしなり、自然の美なり、美術なり、それを余すことなく堪能できるような、そんな大きなお話があっても

いいのではないかと思う。

鷺田座長：確かによほど知恵をつけないと、行政主導で座とかアソシエーションをつくっていく、ネットワークをつくっていくのは至難の業だと思う。行政自体がそういう強固なネットワークを持ってるので、そこを通してとなると、県民が生き生きと活動できないことになる。

アール・ブリュットのネットワーク会議はあまり専門的にならないほうがよいのではないか。もう少し大きな枠組みの中にアール・ブリュットを入れて、アートデリバリーみたいな感じで、行政を通じているんな施設からの要望に応じて、アーティストをデリバリーするという、そういう仕掛けみたいなものを含めた大きなアートとケアの共同作業を考えてもいいのではないか。

最近、ホスピタル・アートという言い方もあるが、どこでも行けるような形にしておかないと、アール・ブリュットに特化した施設みたいになったり、あるいはその特化した研究者とケアする人たちのサークルになってしまうと、広がりがないのではないかと気になった。みんなが関わることなんだというイメージにする必要があると思う。

中井委員：もっと広い意味でのアートセンターである。滋賀県のオリジナリティーをもう少しデザイン化する必要がある。

鷺田座長：つまり滋賀県のオリジナリティーを出すために、アール・ブリュットという言葉で全部やってしまうのか。それだと、なかなか一般の県民まで広がっていかないの、言葉を聞いたらすぐわかるようなものにしていて、その中の最善のモデルとして、こんなやり方を滋賀県は開発してきたんだというような感じで、アール・ブリュットをその中に入れるのか。そこは、ちょっと考えどころかなと思う。

中井委員：「美の滋賀」でのアール・ブリュットのコンセプト。今回の提言と、この施策の間に少し差がある。アール・ブリュットを美の滋賀で出していくのであれば、やはりもう少し明確にすべき。

木村委員：今の中井委員の話は、私もそう思うが、それは3つとも歴史が違うからである。神と仏の「美」と、近代美術と、それから現代のアール・ブリュットは根幹が違う。広く県民に受け入れてもらうためには、どうしても歴史の浅いところは相当行政の主導が必要である。

1000年前から人々が築き上げてきた時代の中の結晶としての一つの資源、これだけ恵まれたところにある滋賀県が、県民の方にもっとこれは素晴らしいですよ、こういうものがあって私たちの地域と地域との絆が今日まであるんですよということを、再確認したり、あるいは再発見したりするようなことをすることもものすごく大事なことである。

そういうことから考えてみたときに、全く足跡の違うものを、今後どのようにして発信していくのかということは、相当大変だと思う。

鷺田座長：やはりこの3つが、現代の県民の生活にとって普遍的に大事なものだと言わないと、美術、それは関心のある人が受益者負担でやったらよいという話になりかねない。

美術に関心のない人、文化に関心のない人でもストーンと腑に落ちる。今まで関心がなかったけど、これは結構、自分らの暮らしに、あるいは地域生活にとって

大事だなということが簡単に納得してもらえそうな表現で、いろんなことを打っていかないといけないと思う。

中井委員：かえって、「美の滋賀」に対する反発を招きかねない。そういうような懸念はある。

西嶋部長：しっかりとお話を聞かせていただいて、この3つのものをやっていくということについて、今、我々も一生懸命県民の皆さんにも、あるいは議会のほうに説明をしている最中だが、やはり関心はかなり盛り上がってきたと同時に、今、中井委員がおっしゃるように、疑問も出てきている。

そういうところを、我々がこの3つの柱を、鷺田座長がおっしゃったように、いかに普遍的なものとして打ち出していか。単に美だけじゃなくて、生き方とか、滋賀県のありようとか、そういう観点から、たまたまそれを材料にして滋賀県がどう変わっていくかということ、ムーブメントということもあるが、そういうものにしていかないといけないのではないかと考えている。

時間軸の違いというのは十分意識しないとけない。アール・ブリュットが、そういう意味ではまだ認識が低いということは間違いないので、県の政策的な力が一時的に入ることはあると思う。まさに仏様などは、十分に1000年の歴史があるわけであり、近代美術もそういう素地がある。ただし、通奏低音で何か3つの中に流れているものがある。それを皆さん方にわかっていただかないとけない。それは難しい作業になったというのは、つくづく実感をしている。

鷺田座長：そうだと思う。だから、震災と絡めて言うと、震災のときに多くの人は衣食足りて芸術はその次だと言う。文化や芸術は余裕ができてからという考えを多くの人にとられると思う。それに対して、そうではないんだと。人を元気にするもとして、衣食と同じだけ大事なんだと。そういう思想を嘉田知事は持っておられるので、そういう形でこの「美の滋賀」が出てきているということ、何とかストーンと伝わるように表現したいものだ。一部の関心のある人のものでは絶対ないということ。

鷺田座長：滋賀が、県外の若いアート系の学生に、ここでやれ、あるいは、自由にやったら旅費ぐらい出してあげるからというような形で、引き込んでいくような予算や手立てというのが欲しいと思う。

私がかねがね言っているのは、国民文化祭を利用したほうが良いような気がする。

中井委員：そのとおりである。滋賀県文化審議会の場においてもシンボルとして何故国民文化祭に滋賀県が手を挙げないのかという意見があった。

経済界の中では、水の芸術祭、琵琶湖芸術祭など、人のつながりをつくる、何か形をつくることによって、そこに人が集うという提案をしている。

鷺田座長：昨年、京都の国民文化祭では、フィナーレの大きいオペラみたいなものを、高校生や大学生百何人が半年以上プロに教わってやった。若い人たちを主人公にする。それから、留学生を巻き込む。町の人と留学生が同じ町に住む者として交流を起こす。そういうことにものすごく力を入れてやられた。

牛尾委員：10年ぐらい先を見通して、琵琶湖のある滋賀県をアートの舞台として、全国から、あるいは県内のいろんな人が来るようなものを考えても良いのではないかと。アートを展開するという、「滋賀をみんなの美術館に」。まさにそういう

意味も含めて考えていかないといけない。

3 閉 会

西嶋部長：県としては、本懇話会でお示しいただいた方向性、考え方をしっかりと受けとめ、覚悟して取り組んでいかなければならないと改めて思っている。

「滋賀をみんなの美術館に」というのはキーワードにして、奥深い言葉であり、非常に可能性を秘めた言葉だと思う。これから我々は何をしていかないといけないのか、また何を仕掛けていかないといけないのかということを、県民の皆さん、関係者の皆さんとともに知恵と力を合わせてしっかりと考え、取り組んでいきたいと考えている。

委員の皆様には、引き続き、アドバイザーとして、それぞれのお立場や、これまでのいろんな経験に基づき幅広い見地から、ぜひとも多様なご意見、ご助言をいただきたいと思っているので、よろしく願いしたい。

以上